

通信・放送融合時代に向けた 受信料制度の在り方に関する論点整理(素案)

公共放送の在り方に関する検討分科会
事務局

- 通信・放送の融合が進展し、インターネットを通じたコンテンツの視聴など視聴形態が変化する中、諸外国では、受信料制度が見直されている。
- 諸外国の公共放送については、①徴収対象、②徴収単位、③受信料額等の決定方式、④徴収主体、⑤対象者の情報取得、⑥未納者への担保措置等について、以下のような制度化の例が存在している。

項目	諸外国における制度化の例
①徴収対象	(i) テレビ受信機の設置者 (ii) テレビ受信機の設置者・同時配信サービス利用者 (iii) テレビ受信者・インターネット接続機器利用者 (iv) 全世帯
②徴収単位	(i) 同一生計・同一住居 (ii) 住居単位 (iii) 個人単位
③受信料額の決定方式	(i) 公共放送機関の案を議会が承認 (ii) 第三者機関による査定 (iii) 政府が決定 (iv) 法律で決定
④徴収主体	(i) 公共放送が自ら徴収 (ii) 公益事業者等に委託 (iii) 政府が公共放送に代わって徴収
⑤対象者の情報取得	(i) 受信機設置等の申告義務 (ii) 立入確認 (iii) 外部情報の取得
⑥未納者への担保措置	(i) 民事的担保 (ii) 強制徴収 (iii) 罰則

①公共放送の受信料等の徴収対象の類型

	テレビ受信機設置者	テレビ受信機設置者＋同時配信サービス利用者	テレビ受信機設置者＋インターネット接続機器の設置者又は使用者	全世帯・事業所 (受信設備に無関係)
考え方	テレビ受信機を設置した者を対象 (日・仏・韓、英旧制度)	テレビ受信機を設置した者に加え、インターネット同時配信等を利用可能とした者も対象 (英)	テレビ受信機の設置者及びインターネット接続機器の設置者又は使用者が対象 (独旧制度・フィンランド旧制度)	受信機の設置の有無に関わらず、全ての世帯・事業所が対象 (独・フィンランド)
利点	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの視聴者が、<u>公共放送をテレビで視聴する実態と整合的</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>インターネットにおいて視聴を希望する者の選択に基づくことが可能</u> ○インターネット同時配信等を<u>アプリ等で視聴可能な者の把握は比較的容易</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>インターネットを通じた視聴が拡大している状況に対応</u> ○インターネット同時配信等を制限なく提供可能となり、<u>公共放送の視聴層を拡大できる可能性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ受信機、インターネット配信などの<u>視聴手段が多様化した状況に対応</u> ○受信機の設置確認が不要になることによる<u>手続の簡素化・訪問の不用化</u>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>インターネットを通じた視聴が普及すると不整合となる可能性</u> ○<u>テレビ受信機の設置の有無の確認が必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>公共放送を視聴しない層にはリーチできず、対象の拡大は限定的となる可能性</u> ○<u>テレビ受信機の設置の有無の確認が必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット接続機器は、放送番組の視聴を目的としたものではなく、<u>視聴との関連性が薄い</u> ○<u>インターネット接続機器の確認はテレビ受信機設置者の把握と同等以上に困難</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>受信設備が無く視聴環境がない者も対象とするものの評価が必要</u> ○<u>対象者把握のための効率的な手段が必要</u>

○ イギリスでは、特許状を10年程度で更新するが、2017年の更新に際して、文化・メディア・スポーツ省は「グリーンペーパー」を公表。概要は以下のとおり。

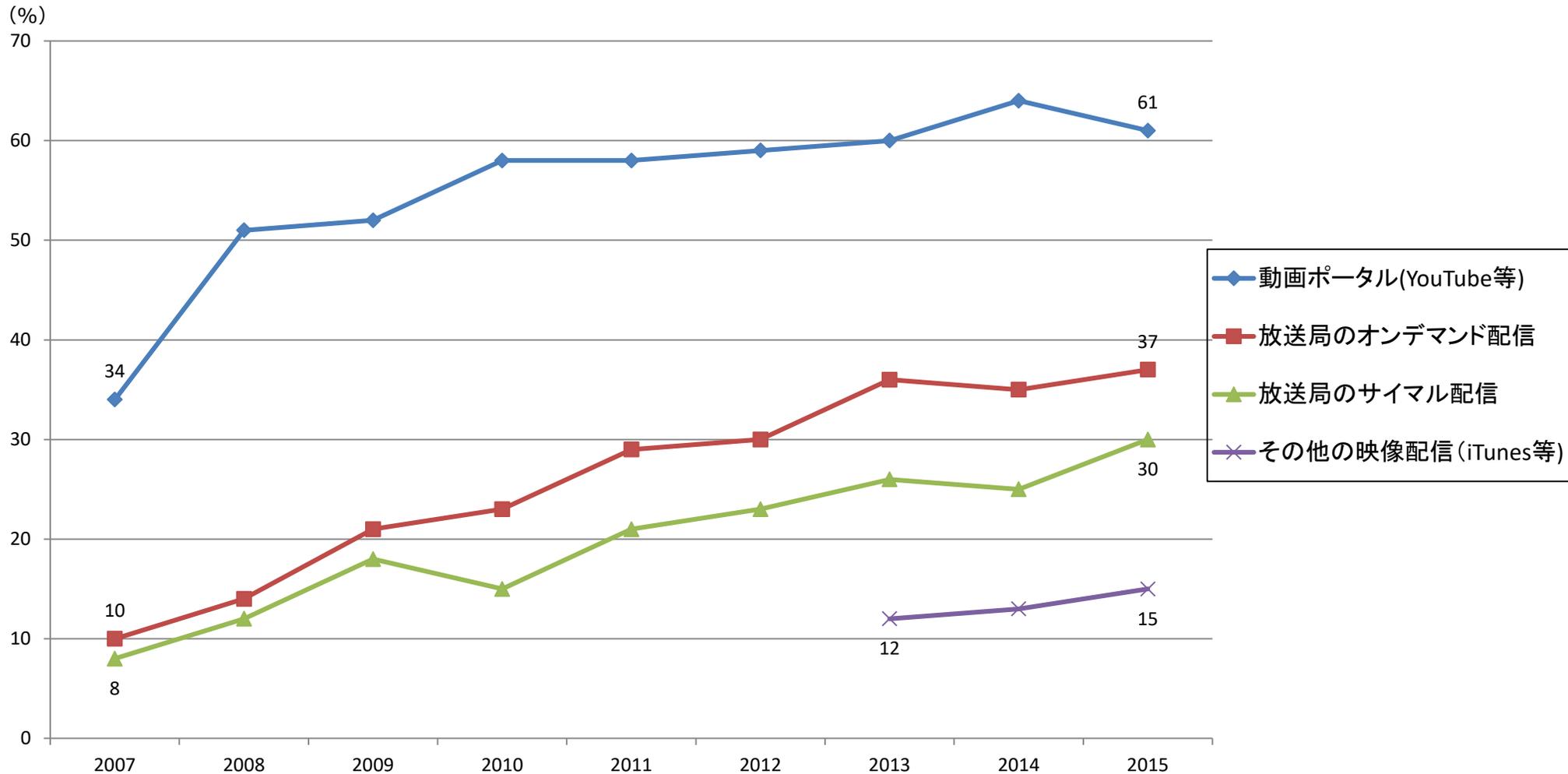
選択肢	受信許可料の改良	全世帯の負担金	受信許可料又は負担金と有料契約の組み合わせ
概要	<p>現行の受信許可料を維持し、iPlayerの抜け穴(見逃し視聴では受信許可料が不要)を解消</p>	<p>テレビ、ラジオ、インターネット(オンデマンドを含む)のメディアを通じたサービス提供を全世帯の放送負担金で支えるドイツ型の方式を導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受信許可料は一定程度維持した上で、プレミアムサービスの有料提供や、iPlayerを有料サービス化等を実施
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の利点を保持 ・iPlayerの抜け穴を解消、収入を確保 ・テレビのリアルタイム視聴をしない者に対して、受信許可料を支払わない選択肢を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ・iPlayerの抜け穴を解消 ・受信許可料をテレビのみならずラジオやインターネットサービスと結び付けることでBBCのユニバーサルサービスとしての概念を支える ・許可料の逆進性を解消 ・値下げかコンテンツへの投資の増大が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者の視聴形態に関し、より豊富な選択肢を与える
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機を設置しない者も、ラジオやオンラインサービス等受信許可料を財源とするサービスを楽しんでいる可能性がある ・一律料金で逆進性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・BBCの番組をどのメディアを通じて視聴するかに関わらず負担(ただし、国民の約97%がBBCのコンテンツを視聴) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「皆のための」BBCは変質 ・プレミアムサービスを視聴する場合、受信許可料よりも高くなりうる ・通常のサービスとプレミアムサービスの線引きが困難 ・オンラインは比較的認証が容易だが、TVの認証には長い移行期間と多大なコストが必要

- ドイツでは、受信機の所有等とは無関係に公共放送の経費を負担する「放送負担金制度」を導入するに当たり、ハイデルベルグ大学のパウル・キルヒホフ教授（元連邦憲法裁判所裁判官）に鑑定書の策定を委託。鑑定書の概要は以下のとおり。

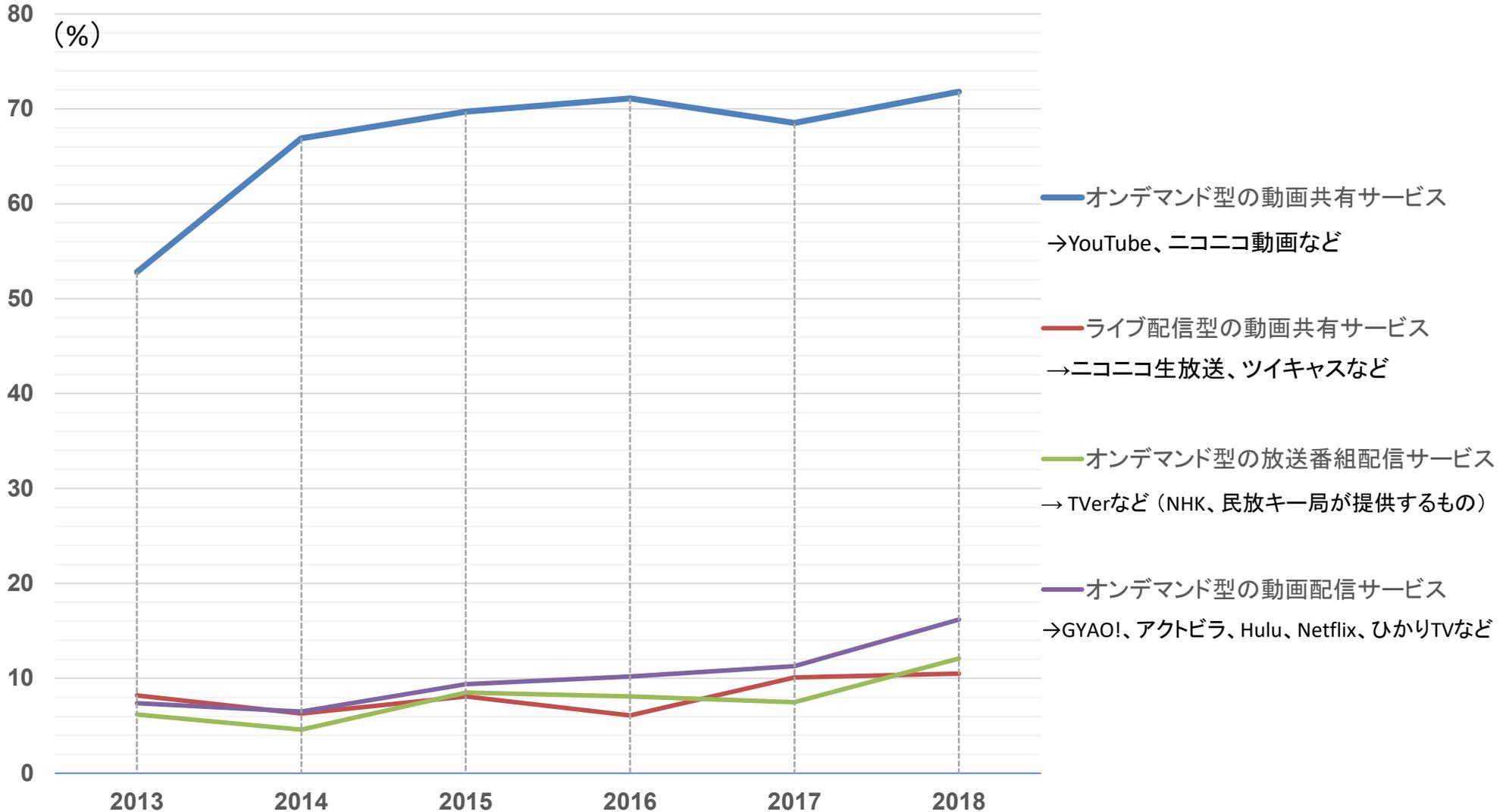
キルヒホフ鑑定書の概要

- 受信機の進化と受信環境の変化により、受信機自体が公共放送の番組を視聴している人から公課を徴収するための手がかりとして適さなくなっている。受信機の所有や種類に関わりない、簡素で公平な徴収根拠及び公課形態が必要。
- 公共放送の財源は、誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできる利益に対して支払うものであるため、（具体的なサービスの対価としてではなく）「負担金」という形態が適当。
- 現在ではほぼ全ての世帯や事業者が公共放送のサービスを楽しんでおり、又は享受できる状況にあるため、公課を一律に徴収することが正当化される。
- 一律徴収する対象は、国民一人一人ではなく、世帯（住居）であることが望ましい。個人の利用は類型化しづらいが世帯であれば様々な利用習慣が均一化できると想定される。

- ドイツにおけるインターネットを通じた動画視聴状況の推移は以下のとおり。
- 放送局のサイマル配信は、2015年には30%が利用。



- 日本におけるインターネットを通じた動画視聴状況の推移は以下のとおり。
- オンデマンド型の放送番組配信サービスは、2018年には12%が利用。

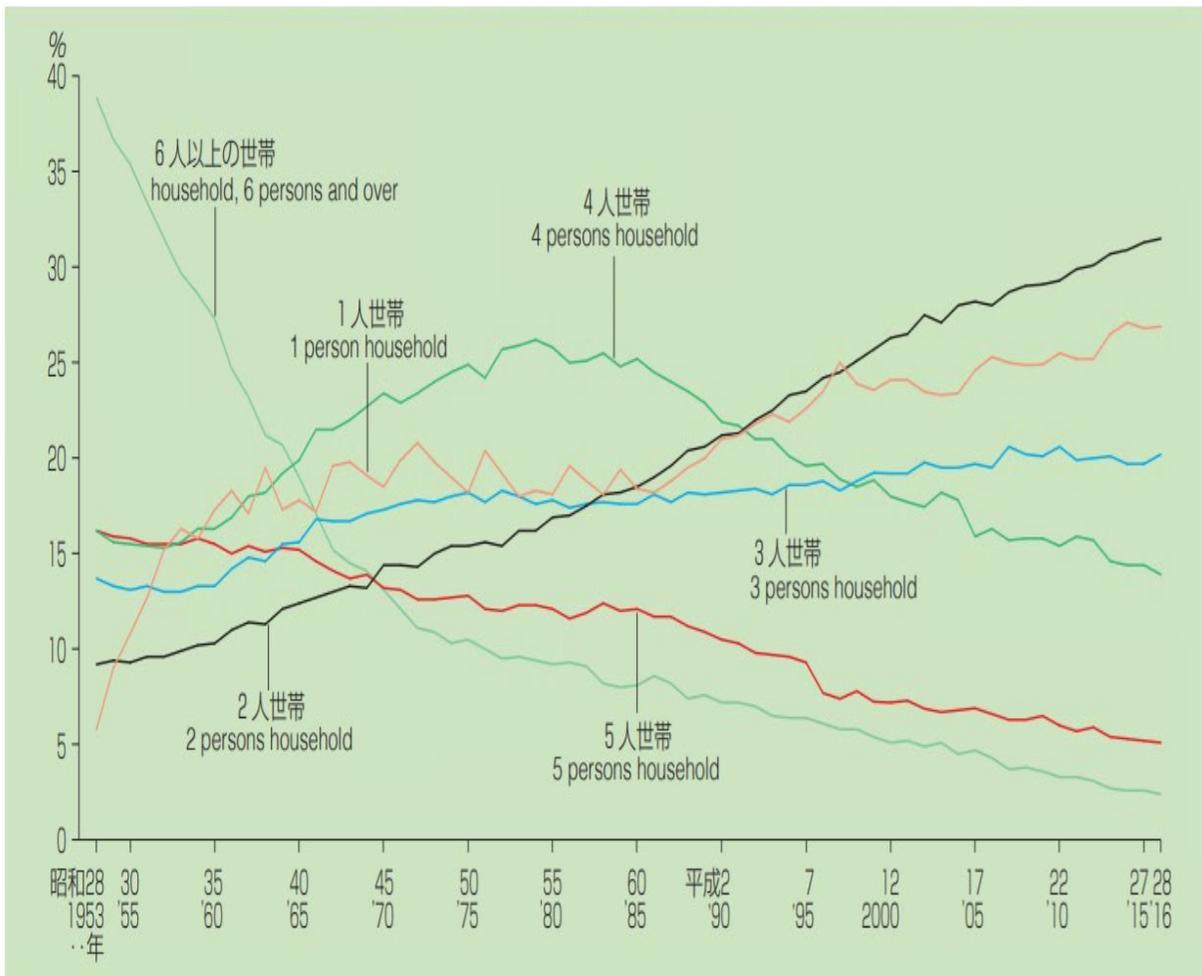


国(公共放送)		英国(BBC)	仏国(フランス テレビジョン)	独国(ARD、ZDF)	フィンランド(Yle)	韓国(KBS)	日本(NHK)
配信プラットフォーム		BBC iPlayer	france.tv	ARD Mediathek ZDF Mediathek	Yle Areena	my K	NHKプラス
開始時期		2007年開始	2012年見逃し番組配信、 2017年同時配信、開始	2007年ZDF Mediathek 2008年ARD Mediathek開始	2007年見逃し番組配信、 2013年同時配信開始	2011年開始	2020年開始
同時 配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (TVサービスに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	料金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
見逃し 番組 配信	実施状況 (制度上の位置付け)	○ (本来業務)	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	配信期間	放送後概ね30日間 以内	放送後最低7日間	放送後7日間以内	ノンフィクション番組:90 日以内 フィクション番組:1年間 以内	放送後2週間以内	放送後1週間程度
	料金	無料	無料	無料	無料	無料(一般画質) 有料(高画質)	無料
その 他 V O D	実施状況 (制度上の位置付け)	× ※2015年サービス 開始、需要の伸び 悩みから2017年終了	○ (オンデマンド視聴覚 メディアに該当)	○ (基本任務)	○ (任意業務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務) ※NHKオンデマンド
	料金	—	有料	無料	無料 ※過去番組の配信は、 Yle Elävä arkistoで 実施	無料(低画質) 有料(高画質)	有料
予算規模 (全体に占める割合)		2018年度 252億円(4.59%)	不明	ARD 2017年 1071億円(12.28%) ZDF 2017年 299億円(10.17%)	不明	不明	2020年度 170.3億円(2.4%)

②公共放送の受信料等の徴収単位の類型

	同一生計(世帯)・同一住居	住居単位	個人単位
考え方	受信機の台数及び構成員の数に関わらず、同一生計(世帯)・同一住居ごとに徴収(日・仏)	受信機の台数及び構成員の数に関わらず、住居ごとに徴収(英・独・韓)	受信料を個人単位で徴収(フィンランド(税方式))
利点	○ <u>世帯の構成員数や受信機台数の確認は不要</u>	○ <u>世帯の構成員数や受信機台数の確認は不要</u>	○ <u>個人の所得等に応じた負担とすることで逆進性解消が可能</u>
留意点	○ 家族の在り方が多様化する中では、 <u>同一生計かの確認が困難となる可能性</u> ○ 世帯単位で一定の受信料とする場合、共働き世帯等に比べ、 <u>一人世帯の負担感が相対的に重くなる可能性</u>	○ 世帯単位で一定の受信料とする場合、共働き世帯等に比べ、 <u>一人世帯の負担感が相対的に重くなる可能性</u>	○ <u>所得等の把握を可能とすることが必要</u> ○ <u>仮に一人当たり一定の受信料とする場合、所得等の把握は不要となるが、構成員の多い世帯の負担が重くなるため免除対象の検討が必要となる可能性</u>

- 全世帯のうち、1人世帯が占める割合は全国平均で34.5%。
- 1人世帯が占める割合が最も高い都道府県は、東京、京都、大阪の順。



1人世帯の割合が高い都道府県 (全国平均 34.5%)

- ① 東京 47.3 %
- ② 京都 38.2 %
- ③ 大阪 37.5 %
- ④ 福岡 37.3 %
- ⑤ 北海道 37.3 %
- ⑥ 高知 36.4%
- ⑦ 鹿児島 35.6%
- ⑧ 神奈川 35.5%
- ⑨ 広島 34.5%
- ⑩ 宮城 34.4%

(厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「グラフでみる世帯の状況
平成30年-国民生活基礎調査(平成28年)の結果から-」から引用)

(総務省統計局「日本の統計2020」の「都道府県、世帯人員別
一般世帯数と世帯の種類別世帯人員」から作成)

③公共放送の受信料額等の決定方法の類型

	公共放送機関の案を 議会在承認	第三者機関による査定	政府が決定	法律で決定
考え方	公共放送機関の受信料額 の案を議会在承認 (日・韓)	第三者機関によって 公共放送の収入を査定 し、受信料額に反映 (独)	政府が事前の公共放送 機関との協議を経て、 受信料額を決定 (英)	受信料額等を法定 (仏・フィンランド)
利点	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>議会在受信料額を承認することで、民意を反映</u> ○ <u>受信料額の変更等は、公共放送機関に一定のイニシアチブ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額について、客観的な立場から審査が可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額について、公共放送機関以外の観点からチェックが可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額の法定により、議会在審議を通じ民意を反映</u> ○ <u>受信料額の減額やそれに伴う事業の合理化が進む可能性</u>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額の減額や必要な事業の合理化が促されにくい可能性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>査定のための組織や客観的手法の確立が必要</u> ○ <u>大規模な業務変革などが必要とされる場合には、客観的査定のみでは限界がある可能性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受信料額に議会在関与しない</u> ○ <u>公共放送の財源上の自律性が弱まる可能性</u> <p>※英では、業務範囲は特許状で決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>公共放送の財源が政府からの交付金に依拠することとなり、財源上・業務上の自律性が弱まる可能性</u> <p>※仏では、目的手段契約に基づき政府が財源保障に責任</p>

- 英国BBCの特許状は、10年程度で更新を行うが、更新に際し、政府がレビューを実施。
- 直近の特許状更新(2017年)は、以下のプロセスで進められた。

- 2015年2月 下院議会文化・メディア・スポーツ委員会が「BBCの在り方に関する報告書」を公表
- 2015年7月 政府とBBCが、以降5年間の受信許可料額、政府補助金の金額等を内容とする「受信料許可料に関する取決」に合意
- 2015年7月 政府は次期特許状の見直しに関する「グリーンペーパー」をまとめ、意見募集を実施(2016年3月結果公表)
- 2015年9月 BBCが「将来計画案」を策定
- 2016年5月 政府が、政策文書「BBCの将来像」を議会に提出
- 2016年9月 文化・メディア・スポーツ省は、特許状及び協定書の最終草案を発表
- 2017年1月 新特許状が発効(2027年末まで)

- 放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が、各公共放送事業者から財政需要についての申請を受け、4年毎に出す報告書の中で、各公共放送事業者の財源需要を算定（需要査定）及び負担金料額の算定を行う。

需要査定

- ・ 各公共放送事業者が作成する4年ごとの4カ年の経営計画及び財政需要額の申告を元に、支出内容を以下の4つに分ける。これらは、過去の実績値があり算定式も用意している。
 - ①プログラム支出（番組調達費）
 - ②番組放送費用（BSやCATVなど）
 - ③人件費（年金を含む）
 - ④物件費（建物の暖房費等）
- ・ 新規の大型投資や新たなサービスを始める時には、新たな算定式を適用する。
- ・ 放送事業者の経営努力による生産性向上も勘案し、最終的な財政需要を導き出す。
- ・ 財政需要決定後も、算定された値と現実の値との差を2年ごとに比較し、需要額を補正する。
- ・ 番組内容など個別のサービス内容の是非ではなく、番組調達費全体のコストが適正に推移しているかを査定する。

受信料額の算定

- ・ 各公共放送機関の負担金の支払い者数や、広告収入やその他収入（番組販売、資本収入等）等の収入規模を勘案し4年間の推移を予測する。（公共放送の適切な広告収入額等について判断することなく、収入の予測算定のみを行う）
- ・ 収入予測を踏まえて負担金料額算定を行う。

- 目標手段契約（COM）は、国とFTVをはじめとする公共放送の間で結ばれるもので、契約期間は3～5年である。各公共放送機関が中長期の目標を政府と協議して決め、その手段すなわち財源を国家が保障するという契約である。
- COMには、FTVの各年の予想経費や予想収益額、事業実施と成果の量的・質的な指標、有料サービスについての経済見通し等が記載されている。FTVの理事会は、同社の目標手段契約案を承認し、また同契約の毎年の執行について審議するものとする。FTV社長は、毎年、国民議会及び元老院の文化・予算担当委員会に対し、それぞれの会社の目標手段契約の執行に関する報告書を提出する。FTVの各子会社の理事会は、自社に関係するところにおいてそれぞれに、目標手段契約案及び同契約の毎年の執行について諮問される。（視聴覚法第53条）
- FTVの中長期の成果指標として、各年の番組や映画制作にかかる費用の下限の設定、15歳以上のFTVとの接触率や接触数、番組表の中の地域放送の割合、退職手当といった給与の金額、商業収入の目標値等が設定され、記載されている。
- 2016～2020年のCOMには①フィクションを中心に良質の番組を制作するため、各年に少なくとも4億2,000万EURを投資し、国内の脚本家やプロデューサーとの連携を深める、②ユーザの視聴方法の変化に合わせてデジタル化を推進、新たなビデオ配信プラットフォームを形成する。③地上デジタルで新たにニュース専門チャンネルを創設、2016年9月に放送開始という3つの中心課題が示されている。

	公共放送機関による徴収	公益企業等への委託	政府による徴収
考え方	公共放送事業者自らが徴収 (日・英・独)	住居情報を保有する公益 企業等に徴収を委託 (韓)	政府が徴収 (税方式) (仏・フィンランド)
利点	○ <u>公共放送の財源上の 自律性を確保</u>	○ <u>徴収率が向上し、公平性 がより確保される可能性</u>	○ <u>徴収率が大幅に向上し、 公平性がより確保される 可能性</u>
留意点	○ <u>他の徴収方法に比べ 公平性が十分確保され ない可能性</u>	○ <u>委託可能な公益企業等の 存在や合理的な手数料が 前提</u>	○ <u>公共放送の財源上・業務 上の自律性が弱まる 可能性</u>

	受信機設置の申告義務	受信機設置の立入確認	外部情報の取得
考え方	受信機を設置した場合/設置していない場合に申告することを義務化 (英・仏・韓)	受信機の設置を確認できるようにするため、立入確認を行えることとする (英・仏)	公共放送が外部から徴収対象者に関する情報を取得可能とする (独・仏・韓)
利点	○ <u>徴収率が向上し、公平性がより確保される</u> 可能性	○ <u>徴収率が向上し、公平性がより確保される</u> 可能性	○ <u>対象者をより効率的に把握でき、公平性がより確保される</u> 可能性
留意点	○ <u>担保措置がない場合、実効性が確保されない</u> 可能性	○ 私権及びプライバシーの侵害であり、 <u>令状によること等が必要</u> ※英では、受信機設置の未申告が罰則の対象 ※仏では、立入確認は政府の代理人が実施	○ 外部から居住情報等を取得する場合、 <u>個人情報</u> の目的外利用に該当 ○ 受信機設置者が対象の場合、居住情報を取得しても、 <u>設置確認は別途必要</u>

放送法制定時の検討経緯

- 我が国の放送法では、「日本放送協会がここに何らかの法律的な根拠がなければ、その聴取料（現受信料）の徴収を継続していくことということが、おそらく不可能になるだろうということは予想される」のであり、「強制的に国民と日本放送協会の間に、聴取契約（現受信契約）を結ばなければならないという条項が必要であること」から、受信契約の締結義務を採用している。（昭和25年2月衆議院電気通信委員会における電波庁長官答弁）
- 放送法の検討過程においては、「当初、受信機を設置する場合には、逋信省への届け出が必要であり、それとともに受信料の支払い義務が発生するという案が示された」ものの、「GHQの方針のもと、受信機設置の国への届け出の義務がなくなり、受信契約についても、受信機設置によって即契約が成立するものから、日本放送協会と受信者の間の契約義務が発生するものへと変化」とするとともに、「受信料確保のための強制措置という要素を極力減らし、あくまでも受信者と日本放送協会との「契約」を重視するという方向に内容が変化」している。
（村上聖一「放送法・受信料関連規定の成立過程～占領期の資料分析から～」（放送研究と調査、平成26年5月））

最高裁判所大法廷判決（平成29年12月6日）

- 平成29年12月の最高裁判所大法廷判決（受信契約締結承諾等請求事件）においては、「受信料の支払義務を受信契約により発生させることとするのは、（略）原告（NHK）が基本的には、受信設備設置者の理解を得て、その負担により支えられて存立することが期待される事業体であることに沿うものであり、現に放送法施行後長期間にわたり、原告（NHK）が、任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受することによって存立し、同法の目的のための業務を遂行してきたことから、相当な方法であるといえる」とされている。

「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書（平成18年6月6日）概要

(受信料制度の改革)

公共放送の維持のためには、不祥事の続発の結果生じた大規模な受信料不払いの問題を解決することが必要不可欠である。また、大量の受信契約の未契約等そのまま視聴する事例が余りに多い現状を看過することはできない。

そのためには、上述の様々なガバナンス強化やチャンネルの削減、組織のスリム化等の措置によりNHKの公共性を絞り込んだ上で、過大な水準にある受信料徴収コストを出来る限り削減するとともに、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることが必要である。それを前提に受信料支払いの義務化を実施すべきである。その後更に必要があれば、罰則化も検討すべきである。

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)

(NHK関連)

- NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

受信料支払義務化の見送り

(菅総務大臣閣議後会見(平成19年3月23日)抜粋)

- NHKが、受信料引き下げも視野に入れた経営計画を本年の9月に提出するという状況下においては、受信料支払義務化だけ先行することは、到底、国民の理解を得られない。

	民事的担保	行政上の強制徴収	罰則
考え方	民事手続による強制執行や違約金等の担保措置 (日・韓)	税と同様の強制徴収制度 (独・仏・フィンランド・韓)	不払いに対する罰則 (英・独)
利点	○ <u>通常の金銭債権と同様の位置づけ</u>	○ 受信機設置が明らかだが <u>徴収が困難な場合の徴収率が向上する可能性</u>	○ <u>徴収率が向上し、公平性がより確保される可能性</u> ○ <u>営業経費の削減につながる可能性</u>
留意点	○ <u>公平性の確保には限界がある可能性</u>	○ <u>税と同様の徴収権限の必要性</u> について評価が必要 ※ 仏・フィンランドは、税方式	○ 金銭債権の担保のために <u>罰金等を設ける必要性</u> について評価が必要

概要

- BBCの受信許可料を支払わずにテレビを設置したり、iPlayerを見るのは刑事罰の対象とされている。罰金の未払いは、刑事訴追の後に、懲役刑を科される場合がある。
- 英デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) は、iPlayerのコンテンツ視聴にも受信許可料の支払いを求めること等とした近年の放送を巡る環境の変化を受け、「BBCの受信許可料未払いの非犯罪化に関する提案」について、2020年2月5日～4月1日までの間、公開諮問を実施、今夏に公開諮問の結果を公表予定。
- DCMSは、受信料未払いの非犯罪化を含む受信許可料の執行方法の変更は、2022年4月の次期受信許可料期間の開始以降に行われ、少なくとも現行の特許状が適用される期間中(2027年末まで)は、適用することを想定している。

諮問内容

- 政府は、公開諮問において、以下の質問に関し、見解を求めている。
 - ・ 受信許可料の未払いを犯罪とすべきでないと考える理由は何か。
 - ・ 引き続き受信許可料未払いを犯罪とすべきと考える場合、その理由は何か。
 - ・ (もし意見があれば、) どのような代替的執行スキームが適切か。その理由は何か。
 - ・ 受信許可料未払いの非犯罪化から生じる影響を軽減するために政府ができること等は何か。
 - ・ その他政府が検討すべきと考える情報はるか。

諮問に対するBBCの反応

- BBCとしては、現行システムは維持されるべきと考える。
- BBCの調査では、国民は「受信許可料未払いの非犯罪化」を強く望んでおらず、不払いの潜在的な影響を考慮しても非犯罪化を進めるべきとした者は25%程度であった。
- いかなる民事システムにおいても、受信許可料の不払いは約10%増えるとともに、システムに巨額の投資が必要となる。
- 政府は、結論を出す前により詳細な公開諮問を実施すべきであり、いかなる決定も、2022年以降の受信許可料について決定するプロセスの一部として行われるべきである。

- 諸外国の公共放送は、従来のテレビ・ラジオに加え、同時配信サービス等、インターネットを活用した新たな視聴手段を国民に提供し、インターネットを通じた視聴が国民に定着していく中で、視聴実態と整合的となるよう受信料制度を見直すことが課題となってきた。
- 我が国においても、これからの「受信料制度の在り方」については、通信・放送融合の進展を踏まえた公共放送の「業務の在り方」と並行して検討することが必要である。
- 具体的には、我が国における公共放送がその役割・使命を引き続き果たしていくため、インターネットを活用した業務をどのように位置付け、実施していくべきかについて、改めて検討することが必要と考えられる。
- また、「受信料制度の在り方」については、「業務の在り方」と整合的な費用負担の在り方について検討するとともに、
 - ・ 受信料の水準及び体系
 - ・ 支払率向上による負担の公平性に関して負担者となる国民・視聴者の納得感を得ることが重要と考えられる。